

東北地方年金記録訂正審議会（第10回総会）

日時：令和6年4月16日（火）13：30～14：14

会場：東北厚生局16階会議室（花京院スクエア）

○事務局（高橋課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から、東北地方年金記録訂正審議会第10回総会を始めさせていただきます。なお、本会議の発言につきましては、議事録作成の都合上、録音させていただきますので、あらかじめご了承願います。併せて、東北厚生局ホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承いただきたいと思います。

私は、本日の司会を務めます、東北厚生局年金審査課の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料のご確認をお願いいたします。

始めに「議事次第」がありまして、続きまして「資料1 東北地方年金記録訂正審議会委員名簿」、続きまして「参考資料1 地方年金記録訂正審議会規則」、「参考資料2 東北地方年金記録訂正審議会運営規則」、そして最後に「資料2 令和5年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」でございます。以上でございますが、資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、令和6年度東北地方年金記録訂正審議会委員の皆様をご紹介します。お手元に配付しております資料1「東北地方年金記録訂正審議会委員名簿」をご覧ください。

名簿には委員の皆様のお名前と所属や役職などの記載がございますが、恐縮ではございますが、お名前のみ五十音順で紹介させていただきます。

○事務局（高橋課長補佐）

荒川委員でございます。

○荒川委員

荒川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

木村委員でございます。

○木村委員

木村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

金野委員でございます。

○金野委員

金野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

日下委員でございます。

○日下委員

日下です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

佐藤委員でございます。

○佐藤委員

はい、佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

鈴木委員でございます。

○鈴木委員

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

中谷委員でございます。

○中谷委員

中谷です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

二宮委員でございます。

○二宮委員

二宮と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

平賀委員でございます。

○平賀委員

平賀と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

以上、令和6年度の東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は9名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

東北厚生局長の鯨井でございます。

○事務局（鯨井局長）

鯨井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

年金管理官の結城でございます。

○事務局（結城年金管理官）

4月1日付で着任いたしました結城と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

年金審査課長の蒔田でございます。

○事務局（蒔田年金審査課長）

はい、蒔田でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

課長補佐の小出でございます。

○事務局（小出課長補佐）

4月1日より赴任しました小出です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

主任年金記録調査官の澤田でございます。

○事務局（澤田主任年金記録調査官）

澤田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

最後に、私は課長補佐の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、鯨井東北厚生局長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（鯨井局長）

皆さんこんにちは、東北厚生局長の鯨井です。

今日はお忙しい中、年金記録訂正審議会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今回は総会ということで、会長選任など、人事案件についてご議論いただく予定です。また、今回、新任、再任を含めまして審議会委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

年金記録訂正審議会は、いわゆる年金記録問題についての訂正事案を審議するために設置されてまして、総務省の第三者委員会から引き継いで各地方厚生局で審議会を設けているというものでございます。

審議案件としましては、昨年度は47件の審議を頂きました。案件の内容を見ますと、かつて消えた年金と言われたような事案とはやや異なる案件が増えているという印象ではございますが、いずれにしましても、年金の記録訂正を求める申請者からの請求を公正、中立に審議をして年金記録の訂正決定をしていくという、非常に重要な任務であり、年金に対する国民の信頼を得る上でも非常

に重要な審議会ですので、今年もまた1年間よろしく願いいたします。

今日の審議とは関係ないのですが、私は、2月と3月に約2週間ずつ石川県庁へ派遣され、能登半島地震の対応をしてきました。半島部のような地理的状況が悪く、かつ高齢化の進行した地域で大規模災害が起きた場合の対応について考えさせられました。東北地方にも同じような条件の地域は沢山あるので、今後の対策を考える上で貴重な教訓が得られたと思います。今日はよろしく願いいたします。

○事務局（高橋課長補佐）

続いて、本日の会議の成立について、事務局からご報告いたします。

○事務局（蒔田年金審査課長）

はい、年金審査課長の蒔田でございます。

本日の会議は、委員総数9名に対しまして、9名の委員の方にご出席いただいております。これは、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

○事務局（高橋課長補佐）

それでは、本日の議題に入らせていただきますが、日下前会長の任期が満了となりましたことから、再度、会長を選任する必要がございます。

このため、これから先、会長選任までの間、地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項の規定に基づきまして、会長代行の鈴木委員に議事の進行をお願いしたいと思います。

○鈴木会長代行

鈴木でございます。会長選任までの間、議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初の議事に入る前に、会議の公開・非公開の取扱いについて、判断いたします。

参考資料2の3ページ、「第9条 会議の公開」をご覧ください。

東北地方年金記録訂正審議会運営規則第9条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。

個人情報保護や公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容が含まれていない議題の（1）ないし議題の（3）については、公開といたします。

なお、個人情報保護や公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容については、議題（4）の「その他」でご議論いただき、議題（4）は非公開とします。

次に、同じく参考資料2の4ページ、「第十二条（議事要旨等）」をご覧ください。

事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東北厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成してください。

事務局が作成した議事録については、同条第4項の規定に基づき、議事録署名人として、会長のほか2名を指名することとなっています。

このあと、会長の選任後に指名させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

【 会長の選任について 】

○鈴木会長代行

それでは、議題の（１）、会長の選任についてです。

参考資料１の２ページ、「第五条（会長）」をご覧ください。

東北地方年金記録訂正審議会の会長の選任につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第５条第１項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされています。

この方に会長をお願いしてはいかが、という方がおられましたら、ご発言をお願いいたします。

○荒川委員

はい。

○鈴木会長代行

はい。

○荒川委員

私は日下委員を推薦させていただきたいと思います。

○鈴木会長代行

ただいま、「日下委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありましたが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

○木村委員

異議なし。

○鈴木会長代行

「ご異議なし」ということで、日下委員に会長をお願いしたいと思います。日下委員、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、日下委員には、会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

○日下会長

一昨年に引き続き会長に選任されました弁護士の日下でございます。これから本日の総会を進めるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

この審議会は、国民の老後の生活を支える年金の記録を適正なものにするために開催されるものでありますが、昨年より新型コロナウイルス感染症対策が緩和されるようになったため、審議会の運営も次第に従前のような進め方になってきております。今年度は、新しく弁護士の中谷委員に加わっていただきましたが、年金記録の訂正を求める方々には、将来の生活についての不安などの切実な思いとそれぞれが抱える個別の事情が背景にあり、審議会においては、請求者の思いを真摯に受けとめて丁寧な審議を行うことが求められております。

審議に当たり、事前に事務局が行っている調査と各種資料の作成と準備については詳細にわたり、

その精度は高いものがありますが、審議会では、事務局の事前調査の結果を踏まえた上で、請求者が十分に納得できるような内容の議決を実現するため、事案に内在している特性に十分配慮した慎重な検討をする必要があると思っています。委員の皆様には、これまで培ってきた専門的な知見や市民としての生活体験に基づく忌憚のないご意見を出していただくことを期待しております。

今年も、事務局と委員の皆様のお力添えをいただきながら、審議会の運営に努めて参りたいと思いますので、引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○鈴木会長代行

ありがとうございました。

ここからの議事進行は、日下会長にお願いいたします。

○日下会長

ありがとうございました。それでは、鈴木委員は席にお戻りください。

【 審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について 】

○日下会長

それでは、議題（２）に入る前に、先ほど説明のありました議事録署名人を指名させていただきます。

運営規則第12条第4項の規定により、議事録の署名人として、私の他に、金野委員と二宮委員の2名を指名しますので、事務局は、議事録の整理ができ次第、私と金野委員、二宮委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらってください。

金野委員、二宮委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の「（２）東北地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」に入ります。

会長代行につきましては、参考資料1の地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。

また、第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」、第3項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされています。

以上のことを踏まえ、当審議会規則に基づき、私の方で会長代行、部会に属すべき委員、部会長を指名させていただきます。

配付しております「東北地方年金記録訂正審議会委員構成、会長代行及び部会長」をご覧ください。

まず、会長代行には、引き続き鈴木委員を指名いたします。鈴木委員におかれては、私に事故があったときや会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いいたします。

続きまして、部会に属すべき委員及び部会長を指名します。第1部会は、荒川委員、金野委員、二宮委員と私の4名で構成し、部会長は私とします。

第2部会は、中谷委員、木村委員、佐藤委員、鈴木委員、平賀委員の5名で構成し、部会長には中谷委員を指名いたします。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上です。

今後、地方審議会総会の開催は、必要な都度、私が招集し、各部会の開催は部会長が招集します。

委員の皆さまにおかれては、ただいま私が指名いたしました部会長の下で、東北厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、参考資料1の地方年金記録訂正審議会規則第6条第5項において、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と定められておりますので、今後開催されるそれぞれの部会において、部会長は部会長代理を指名してください。

ただ今ご説明しました議題(2)に関して、ご質問などございましたら頂戴いたしたいと思いません。

何かご質問等はありませんか。特によろしいですか。特になければ次に移りたいと思います。

【 令和5年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について 】

○日下会長

それでは、議題の「(3) 令和5年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」、事務局から説明をいただきます。

○事務局(蒔田年金審査課長)

はい、年金審査課長の蒔田でございます。お手元にお配りをしております資料2「令和5年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」、資料を使いまして、簡単になってしまいますけれども、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。座ってご説明させていただきます。

まずは、資料をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。こちらには東北厚生局管内の受付状況を載せてあります。こちらの表、それから棒グラフにつきまして、総務省に第三者委員会が設置をされました平成19年度当時からの、東北厚生局管内における受付状況の推移を載せております。受付件数につきましてはご覧のとおり、平成21年度をピークに22年度までは3千件を超えているような状況がございましたが、その後は減少しまして、年金審査課が設置をされました平成27年度の受付件数は415件、その後もしばらく400件台で推移をしておりましたけれども、直近の6年間は200件前後で推移をしている状況でございます。表の下段ですね、「年金審査課処理分」という件数がありますけれども、こちらは当局で処理をする事案の受付件数となりますが、こちらは直近5年間、数字を見ると年々減少してきている状況がお分かりいただけるかと思えます。

続いて2ページをご覧ください。こちらは東北厚生局における訂正請求書の処理件数の推移でございます。取下げ件数も含んでおりますが、平成20年度をピークに、こちら年金審査課が設置をされた平成27年度の処理件数は178件、その後も減少しながら推移をして、令和4年度は68件、令和5年度は66件となっております。令和5年度につきましては、取下げのありました19件を除いて47件の処理を行いまして、その内訳については、厚生年金事案が38件、国民年金事案が9件という状況でございます。

続いて3ページをご覧ください。この表のうち、①は令和5年度における管内6県の訂正請求書の受付・処理状況を県別にまとめたものでございます。こちらの表の「(H)」の欄の決定件数のところをご覧くださいと、宮城県が18件、福島県が13件と、2県の合計件数が全体の6割を占めているという状況でございますが、どちらも同一事業所に係る賞与事案を複数処理したことによっ

て件数が多くなっている状況がございます。それから下段の「②」「③」「④」には部会の開催状況、部会ごとの処理件数、平均処理期間を載せております。「④」の平均処理期間は94.2日となっております。標準処理期間103日と定められているわけですが、その期間内で処理ができていないということにつきまして、改めまして、委員の皆様方のご尽力にお礼を申し上げます。

続きまして4ページをご覧ください。こちらは東北厚生局管内における口頭意見陳述の実施状況、審査請求及び訴訟の状況を載せております。口頭意見陳述につきましては、令和2年度以降実施をしておりません。参考まで申し上げますと、令和4年度の数字になりますけれども、全国では5件の口頭意見陳述が実施をされている状況でございます。

審査請求につきましては、令和5年度に厚生年金、国民年金の請求がそれぞれ2件、合計で4件の請求がされております。今現在、すべて未裁決という状況になっております。また、令和4年度受付分についても1件が未裁決という状況になってございます。

また、訴訟につきましては、現在、東北厚生局で対応している訴訟案件はございません。

続きまして、5ページ以降の資料につきましては、昨年の12月に開催されました第11回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料を一部抜粋したものでございますので、こちらについて何点かご説明をしたいと思います。

なお資料中、令和5年度分につきましては、下期を含めた令和5年度全体の件数がまだ集計されておりましたので、令和5年度のみ上期の概況ということになります。

おめくりいただきまして、7ページをご覧ください。こちらは年金事務所が受付をした訂正請求書の件数と割合を年度別、制度別等に区分したものでございます。国民年金の受付件数は平成27年度から毎年減少しています。一方で厚生年金につきまして、平成30年度までは減少が続いていましたが、令和元年度からは増加に転じている状況です。増加の要因としましては、厚生年金の個別請求、一括請求という欄がありますけれども、厚生年金の一括請求の件数が増加しているということから、標準賞与額ですとか標準報酬月額に係る事業所からの届出漏れ、もしくは届出誤りによる訂正請求が増加しているものと考えられます。ただ、令和4年度、5年度上期を見ますと少し落ち着いてきている状況かな、というところでございます。

また、制度別に見ますと、厚生年金保険に係る訂正請求の割合は95%前後を占めており、圧倒的に厚生年金の事案が多いという結果になっています。

8ページには制度別・処理事案別件数を載せています。令和4年度の処理事案合計が4,242件に対しまして、日本年金機構処理事案が3,294件と機構処理事案が77%を占めているのに対して、厚生局処理事案は23%という比率になっています。機構が訂正処理できる事案というのが決まっていますので、これを見ても賞与の届出漏れ事案が多数を占めているのが見て取れるかと思えます。

続いて9ページをご覧ください。こちらは厚生局処理事案における、制度別・処分別の処理件数になります。上段が令和4年度の状況ですが、厚生年金の個別請求では全期間訂正決定が57.8%で、一部期間訂正を合わせても約69%ですが、隣の厚生年金一括請求を見ていただくと、ほぼほぼ訂正決定がされている状況です。一方で、国民年金については、請求の9割以上が不訂正決定をされており、その傾向については令和3年度とほぼ変わっていないという状況でございます。

ちなみに、東北厚生局の状況を申し上げますと、厚生年金事案の一部訂正を含む訂正決定は78.9%で、国民年金については請求のあった9件すべてが不訂正決定ということになっております。

資料10ページでございますが、こちらは平成19年度からの処理件数と記録訂正率を載せていますので、後ほどご覧をいただければと思います。

めくっていただきまして、資料11ページ、こちらには処理期間の状況を載せています。(1)厚

生局処理事案に係る処理期間の、右から2列目に標準処理期間という欄がございます。年金事務所が請求者から訂正請求書を受け付けて厚生局に送付するまでの期間が40日、厚生局は年金事務所から請求書を受け付けてその後、処分決定通知まで103日という期間がそれぞれ決められていますが、記載のとおり、機構の処理期間は倍以上の91.6日という期間を要している状況でございます。また、厚生局処理期間についても、111.4日と若干標準処理期間を超過していますが、先ほどご報告しましたとおり、当局においては94.2日という平均処理期間での決定を行うことができいております。

資料12ページでございますが、こちらは住所地別の訂正請求件数を載せています。見ていただいたとおり、ある程度ですね、人口に応じた受付、請求件数となっておりますので、こちら後ほどご覧をいただければと思います。

続いて13ページでございます。こちらは厚生局が処理をしました訂正請求の分類別の処理件数でございます。厚生年金事案を見ていただきますと、「①」の「標準賞与額に係る訂正請求」が、厚生年金保険事案全体の70%以上を占めているということが分かります。参考までに申し上げますと、東北厚生局の処理状況で見ますと、厚生年金の処理件数のうち、「標準賞与額に係る訂正請求」の割合は79%ということですので、全国と同様の状況になっております。

続いて14ページをご覧ください。この表は、厚生年金事案のうち、訂正決定とした適用法別の状況でございます。75条本文、75条ただし書きという事案がございますけれども、そういった条文を適用した事案はあるものの、76%が厚生年金特例法第1条第1項の適用となっております。この表を見ても事業所からの届出漏れ、届出誤りによる訂正請求が多いということが見ていただけるかなと思っております。

続いて15ページにつきましてはは年金機構段階で訂正処理の件数と訂正処理基準区分をご参考までに載せておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

16ページでございますが、こちらは厚生局別の部会の開催状況、口頭意見陳述の実施状況を載せております。

部会の開催状況を見ますと、北海道厚生局、関東信越厚生局につきましては回数が多いというのが見ていただけるかと思っておりますけれども、それ以外の厚生局につきましては、概ね1部会あたり年間10回前後という状況になっております。東北と同じような状況になっているということが見ていただけるかと思っております。

17ページ以降につきましては審査請求と訴訟状況を載せていますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、大変早足になりましたけれども、令和5年度訂正請求の受付・処理状況等についてのご報告でございます。以上でございます。

○日下会長

ありがとうございました。それでは委員の皆さまから、ご意見、ご質問がありましたら頂戴いたしたいと思っております。

ございませんね。特になければ、次に移りたいと思っております。

【 その他 】

○日下会長

次の議題の「(4) その他」になりますが、これについては先程お話ししましたとおり、議事と資

料は非公開とします。

傍聴の方はいらっしゃいませんね。

それでは、事務局から資料を配付の上、説明をお願いします。

《以降非公開》